



島根県報

平成30年10月16日（火）

第3,049号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県除雪機械運転資格取得支援補助金の（道路維持課） 2
交付の対象等を定める告示

【特定調達公告】

大気中放射性物質測定システムの購入に係る一般競争入札の落札者等（原子力安全対策課） 2
県立学校教育用コンピューター等機器の調達に係る一般競争入札の実施（教育施設課） 3

告 示**島根県告示第667号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成30年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県除雪機械運転資格取得支援補助金

2 交付の目的

県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的とする。

3 交付の対象となる者

県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者

4 交付の対象となる事業

県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人（補助金の交付申請日において普通自動車免許（A T限定を含む。）を所持している50歳未満の者に限る。以下同じ。）に取得させる事業

5 補助対象経費

補助事業者が行う除雪業務に必要な資格のうち、次に掲げる資格の全部又は一部を雇用する個人に新たに取得させるために必要な経費で、教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額（補助事業の実績報告までに資格の取得に至らなかった場合、他の補助制度の対象となった場合又は同一の資格を2回以上取得した場合の経費は、対象としない。）

(1) 大型自動車免許

(2) 大型特殊自動車免許

(3) 車両系建設機械運転技能講習

6 補助金の交付の率及び限度額

(1) 交付の率

補助対象経費の3分の1以内

(2) 限度額

資格取得者1人につき20万円以内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

大気中放射性物質測定システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 落札金額
213,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年7月31日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年10月16日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入件名及び数量
県立学校教育用コンピュータ等機器（松江南高等学校外1校） 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 賃貸借期間
平成31年3月29日から平成36年3月28日まで
 - (4) 納入期限
平成31年3月28日（木）
ただし、システムの構築期限は、平成31年3月26日（火）とする。
 - (5) 納入場所
島根県立松江南高等学校（島根県松江市八雲台1-1-1）
島根県立出雲高等学校（島根県出雲市今市町1800）
 - (6) 入札方法
借入れに要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加者の資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。
- ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う物品の売買、借入れに係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成30年10月16日（火）から同年11月26日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成30年12月5日（水）午前11時00分まで

（郵便入札にあつては、平成30年12月5日（水）午前10時30分必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成30年12月5日（水）午前11時00分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成30年11月26日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(教育施設課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Lease and maintenance of Computer System for education at Matsueminami High School and 1 other school 1 Set

(2) Deadline for Tender : 11 : 00 a.m. 5 December 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 10 : 30 a.m. 5 December 2018)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6602